能登町週休2日工事 実施要領

1 主旨

建設業の働き方改革を推進するため、建設現場において週休2日に取り組む「能登町週休2日工事」(以下、「週休2日工事」という。)を実施するにあたり必要な事項を定める。

2 対象工事

原則として一般競争入札及び指名競争入札により発注する全ての工事を週休2日工事の対象とし、特記仕様書において対象工事であることを明示する。ただし、発注者が週休2日に適さないと判断した工事は除く。

(週休2日工事に適さない工事の例)

- 緊急を要する工事(緊急復旧工事、災害復旧工事等)
- ・竣工時期や現場条件(出水期、交通規制等)に制約が大きい工事
- ・対象期間が1週間未満の工事
- ・能登町週休2日工事実施要領細則の「2 費用」に掲げる積算基準によらない工事

3 取組内容

3-1 工期設定

実工期(施工量/標準日当り施工量)に年間作業不可能率(国の年間作業不可能率に準拠)を乗じた日数に、準備及び後片付けの日数(下表)を合計した日数を原則とし、これによりがたい場合は工事の規模や地域の状況、過去の工事実績等を考慮し、工期を設定する。なお、過去の工事実績等を考慮し工期を設定する場合は、週休2日を考慮するため1月当り4日を加算し工期を設定すること。

_←			
準備 工種毎設定 ※30日~90日	工事期間 [施工量/標準日当り施工量] ×1.9	後片付け 20日	

準備日数	後片付日数	工種区分
30		砂防・治山・地すべり等、河川維持、森林整備、上水道、下水道
40		河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良
50		舗装(新設)、道路維持
60	20	橋梁保全、舗装(修繕)
70		PC橋
80		共同溝等、トンネル
90		鋼橋架設、電線共同溝

※上記に記載がない工種区分については、準備期間30日、後片付期間20日を最低必要日数として、工事内容に合わせて設定する。

営繕工事については、「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」に基づき、設備工事等の適正な施工期間を確保し工期を設定する。

3-2 工事看板

受注者は、工事現場に週休2日工事であることを記載した工事看板(別図1)を設置すること。

3-3 工程管理

(1) 工事着手前

受注者は、工事着手前に週休2日の計画工程を工事工程表(様式1)に記入し、監督員に 提出・共有すること。

(2) 工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は工事工程表を修正し、監督員に提出・共有すること。

(3) 工事完了時

受注者は、工期最終日までに、工事工程表に実施工程を記入し、監督員に提出すること。

4 週休2日工事の定義

工期内の対象期間において週休2日(4週8休相当)の現場閉所を確保すること。 4週8休相当とは、現場着手日から現場完了日の内、現場閉所日数の割合が28.5% (8日/28日)の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(1) 対象期間

現場着手日から現場完了日のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間のほか、次の期間を 除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災(豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等)に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- その他

(2) 現場着手日

工事施工範囲内の範囲内で何らかの作業に着手した日

(3) 現場完了日

工事施工範囲内で全ての作業が完了した日

(4) 現場閉所

工事施工箇所において材料搬入、現場事務所での事務作業等を含め、一切の現地作業を行わない状態をいう。ただし、作業を伴わない現場巡視等は現場閉所とする。(出来形計測等は不可)

天候不順(雨天・降雪等)により休工した日は現場閉所とする。

5 週休2日の確認方法

発注者は、3-3の工事工程表(様式1)に基づき、次に掲げる内容に留意し、週休2日

の確保の確認を行うものとする。

- · 対象期間(現場着手日~現場完了日)
- ・ 週休 2 日 (4 週 8 休相当)の日数の確認
- ・上記日数の休日の達成状況

6 提出書類の虚偽

週休2日工事の達成状況を確認するための提出書類について、虚偽の記載等、明らかに悪質な行為をしたことが判明した際には、不正又は不誠実な行為として取り扱うこととする。

7 費用

週休2日の確保を前提に当初設計から、発注時の国の基準(補正等) (4週8休)により積算を行う。

工事完了時に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は上記補正分を減額 する。

8 評定

週休2日の確保が確認できた場合、社会性等(第二次評定)における「建設現場における 週休2日(4週8休相当)を達成」において、2.5点の加点を行う。

なお、週休2日の確保が確認できなかった場合であっても、減点評価は行わないものとする。

9 アンケート

受注者は、発注者が必要と認めた場合、週休2日工事による効果や課題を抽出するため、別に定めるアンケート調査に回答すること。

10 その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、受発注者で協議の上、 これを定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日以後に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

■工事看板参考図



・工事看板に「この工事は、週休2日工事です」と記載する。